

独立行政法人日本芸術文化振興会における指名競争参加者の指名に係る要項

令和2年12月17日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(指名競争参加者の資格)

第1条 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程(以下「会計規程」という。)第22条第1項に規定する指名競争参加者の資格は、会計規程第18条第1項の一般競争参加者の資格と同一とする。ただし、この場合において、過去における成績、信用度等を考慮して特に必要があると認めるときは、指名競争に付そうとするつど、会計規程第18条第1項の規定による定め及び一般競争参加者の資格(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第8条、第22条並びに第37条による一般競争参加資格者名簿に登載された等級の1級上位の等級の資格がある者としてすることができる。

(指名基準)

第2条 会計規程第23条の規定により、契約担当役(分任契約担当役及び代理役を含む。以下「契約担当役」という。)が工事、製造、物件の売買その他の契約について、指名競争に参加する者を指名しようとする場合の基準を次のとおり定める。

- (1) 契約の種類により、その適切な履行を図るため、資材の搬入、完成期限、物件の納入期限等を考慮する必要がある場合においては、工事等の施行場所、物件の納入場所等を考慮して、契約上有利と認められる者を指名することができる。
- (2) 特殊な工事、製造等の契約について、その工事、製造等と同一の工事、製造等を他に施行した実績がある者に行わせる必要がある場合においては、当該実績を有する者を指名することができる。
- (3) 工事、製造等の請負契約の性質上、特殊な技術、機械等を必要とする場合においては、当該技術、機械等を有する者を指名することができる。
- (4) 建設工事(土木建築に関する工事をいう。以下同じ。)に係る契約について、予定価格の金額により指名競争参加者を制限する必要がある場合においては、独立行政法人日本芸術文化振興会における一般競争契約参加の資格制限を定める要項第4条に定める表の区分により参加資格を有する者を指名することができる。ただし、この場合において、当該資格を有する者の競争参加が僅少である等と認められるときは、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位の資格の等級に格付けされた業者を加えることができるものとする。
- (5) 製造、販売、買受け、役務の提供等に係る契約について、当該資格を有する者の競争参加が僅少である等と認められるときは、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を加えることができる。

第3条 前条に定めるもののほか、不誠実な行為その他信用度の低下の有無を考慮して指名す

ることができる。

第4条 前2条に定めるもののほか、契約担当役は、特に必要があると認める場合は、指名競争に参加する者を指名しようとする場合の基準を定めることができる。

(資格審査委員)

第5条 契約担当役は、指名競争参加者を指名するにあたり、独立行政法人日本芸術文化振興会競争参加資格等審査委員会設置要項による競争参加資格等審査委員会に、指名に関し審議させるものとする。

(資格審査)

第6条 資格審査は、第1条から第4条までに定める基準により、予め選出した業者が当該基準を充たした者であるかを第5条に定めた競争参加資格等審査委員会が行う。

(通知及び調書)

第7条 資格審査において指名基準を充たしたと認められる業者には、入札参加指名通知書により通知し、競争参加資格審査結果調書を作成する。

附 則

この要項は、令和2年12月17日から施行する。